

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	建設部 管理・用地課	2020年 3月31日	漁港環境整備施設等管理運営業務委託	2,592,960	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「荒川、三井築、崎山漁港の各環境整備施設等」は、これらの漁港施設に隣接しており、施設の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。	第167条の2第1項 第2号
2	五島振興局	建設部 管理・用地課	2020年 3月31日	港湾緑地(福江港、玉ノ浦港、富江港)管理運営業務委託	5,348,710	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「福江港、玉ノ浦港、富江港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。	第167条の2第1項 第2号
3	五島振興局	建設部 道路課	2019年 7月22日	31五道維第44号 一般国道384号道路維持補修工事	8,434,800	五島市岐宿町川原428-3 有限会社 橋本組 代表取締役 橋本 權士	一般国道384号(岐宿町川原)において、7月19日～20日にかけて発生した集中豪雨により、道路法面が被災し、全面交通止めになった。当該箇所は、現在も災害の危険性が非常に高い状況であることから、緊急工事として、仮設防護柵及び大型土のうの設置を行う。また、当該箇所は五島を一周する幹線道路でバス路線となっているため、早期の交通解放が必要である。そのため、緊急時には当該箇所のパトロールを行っており、現地状況にも精通している、(有)橋本組と随意契約を行う。	第167条の2第1項 第5号
4	五島振興局	建設部 道路課	2019年 7月22日	31五道維第43号 主要地方道富江岐宿線道路維持補修工事	10,173,600	五島市富江町富江154番地 5 有限会社 タイヨウ 代表取締役 本間 一義	主要地方道富江岐宿線(富江町繁敷)において、7月19日～20日にかけて発生した集中豪雨により、道路法面が被災し、現在も災害の危険性が非常に高い状況であることから、一般車両の安全な通行を確保するために仮復旧工事を行う。また、当該箇所は富江町と岐宿町を結ぶ重要な路線でバス路線となっており、早期の対応が必要である。そのため、緊急時には当該箇所のパトロールを行っており、現地状況にも精通している、(有)タイヨウと随意契約を行う。	第167条の2第1項 第5号
5	五島振興局	建設部 道路課	2019年 7月22日	31五道維第45号 一般県道玉之浦岐宿線道路維持補修工事	10,776,240	五島市岐宿町中岳234番地 3 有限会社 山下組 代表取締役 山下 要司	一般県道玉之浦岐宿線(幾久山)において、7月19日～20日にかけて発生した集中豪雨により、道路法面が被災し、全面交通止めになった。当該箇所は、現在も災害の危険性が非常に高い状況であることから、緊急工事として、仮設防護柵及び大型土のうの設置を行う。また、当該箇所は五島を一周する幹線道路でバス路線となっているため、早期の交通解放が必要である。そのため、緊急時には当該箇所のパトロールを行っており、現地状況にも精通している、(有)山下組と随意契約を行う。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島振興局	建設部 道路課	2019年 7月23日	31単起防災第701-4号 一般国道384号道路災害防除工事(調査設計業務委託)	10,890,000	長崎市小江原5丁目3番21号 株式会社 アース 代表取締役 村川 慶二	一般国道384号(岐宿町川原)において、7月19日～20日にかけて発生した集中豪雨により、道路法面が被災し、現在も災害の危険性が非常に高い状況である。よって、今後の道路災害防除工事を行うため、現地の調査及び復旧工法の詳細設計を行う。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備を行う必要があるが、被災から災害査定までに約2か月しかない。よって、早期の業務着手が必要となるため。 県では、長崎県地質調査業協会と大規模災害支援協定を締結しており、その支援活動に協会員として株式会社アースが従事しており、現場に精通している。	第167条の2第1項 第5号
7	五島振興局	建設部 道路課	2019年 7月23日	31単起防災第701-3号 主要地方道富江岐宿線道路災害防除工事(設計業務委託)	5,115,000	佐世保市小佐々町黒石339-77 株式会社 親和テクノ 代表取締役 崎本 浩毅	主要地方道富江岐宿線(富江町繁敷)において、7月19日～20日にかけて発生した集中豪雨により、法面が被災し、現在も災害の危険性が非常に高い状況である。よって、今後の道路災害防除工事を行うため、現地の調査及び復旧工法の詳細設計を行う。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備を行う必要があるが、被災から災害査定までに約2か月しかない。よって、早期の業務着手が必要となるため。 県では、長崎県地質調査業協会と大規模災害支援協定を締結しており、その支援活動に協会員として株式会社親和テクノが従事しており、現場に精通している。	第167条の2第1項 第5号
8	五島振興局	建設部 道路課	2019年 7月23日	31単起防災第701-5号 一般県道玉之浦岐宿線道路災害防除工事(調査設計業務委託)	18,150,000	佐世保市日宇町2690番地 大栄開発株式会社 代表取締役 桐原 敏	一般県道玉之浦岐宿線(幾久山)において、7月19日～20日にかけて発生した集中豪雨により、道路法面が被災し、現在も災害の危険性が非常に高い状況である。よって、今後の道路災害防除工事を行うため、現地の調査及び復旧工法の詳細設計を行うもの。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備を行う必要があるが、被災から災害査定までに約2か月しかない。よって、早期の業務着手が必要となるため。 県では、長崎県地質調査業協会と大規模災害支援協定を締結しており、その支援活動に協会員として株式会社大栄開発が従事しており、現場に精通している。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2019年 4月25日	福江空港照明施設維持管理業務委託(その2)	1,350,000	五島市吉久木町231-1 株式会社 九電工 五島営業 所 所長 中村 真弥	<p>当該業務は、航空法に基づき空港の航空保安施設である航空灯火及び電気設備等を計画的、かつ適正に管理し、経年劣化等による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に管理を行い空港の機能保持と耐久性の向上を図るものである。</p> <p>このため、当空港の複雑な設備を体系的に把握し、毎日の開港前点検や施設障害が発生した際に、24時間対応できる技術職員の体制(毎日1日・定期点検2名等)を常時配置できる必要がある。当該業務について一般競争入札に付したものの、いずれからも参加資格審査の申し出がなかったことから、入札者がなく入札が不成立となった。</p> <p>そのため、当該業務に対応できる業者を本庁港湾課が調査したところ、㈱九電工の1者のみであった。</p> <p>空港運営を継続するためには、業務の空白期間が生じることは許されず、指名停止中であるものの、当面の空港運営を継続するためには㈱九電工へ発注するしか方法がないことから、5月の1ヶ月間のみ㈱九電工と随意契約することとしたい。</p>	第167条の2第1項 第8号
10	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2019年 5月31日	福江空港照明施設維持管理業務委託(その4)	1,350,000	五島市吉久木町231-1 株式会社 九電工 五島営業 所 所長 中村 真弥	<p>当該業務は、航空法に基づき空港の航空保安施設である航空灯火及び電気設備等を計画的、かつ適正に管理し、経年劣化等による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に管理を行い空港の機能保持と耐久性の向上を図るものである。</p> <p>このため、当空港の複雑な設備を体系的に把握し、毎日の開港前点検や施設障害が発生した際に、24時間対応できる技術職員の体制(毎日1日・定期点検2名等)を常時配置できる必要がある。当該業務について一般競争入札に付したものの、いずれからも参加資格審査の申し出がなかったことから、入札者がなく入札が不成立となった。</p> <p>そのため、当該業務に対応できる業者を本庁港湾課が調査したところ、㈱九電工の1者のみであった。</p> <p>空港運営を継続するためには、業務の空白期間が生じることは許されず、指名停止中であるものの、当面の空港運営を継続するためには㈱九電工へ発注するしか方法がないことから、6月の1ヶ月間のみ㈱九電工と随意契約することとしたい。</p>	第167条の2第1項 第8号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2019年 6月26日	福江空港照明施設維持管理業務委託（その6）	1,350,000	五島市吉久木町231-1 株式会社 九電工 五島営業 所 所長 中村 真弥	<p>当該業務は、航空法に基づき空港の航空保安施設である航空灯火及び電気設備等を計画的、かつ適正に管理し、経年劣化等による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に管理を行い空港の機能保持と耐久性の向上を図るものである。</p> <p>このため、当空港の複雑な設備を体系的に把握し、毎日の開港前点検や施設障害が発生した際などに、24時間対応できる技術職員の体制（毎日1日・定期点検2名等）を常時配置できる必要がある。当該業務について一般競争入札に付したものの、いずれからも参加資格審査の申し出がなかったことから、入札者がなく入札が不成立となった。</p> <p>そのため、当該業務に対応できる業者を本庁港湾課が調査したところ、㈱九電工の1者のみであった。</p> <p>空港運営を継続するためには、業務の空白期間が生じることは許されず、指名停止中であるものの、当面の空港運営を継続するためには㈱九電工へ発注するしか方法がないことから、7月の1ヶ月間のみ㈱九電工と随意契約することとした。</p>	第167条の2第1項 第8号
12	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2019年 9月4日	福江空港科学消防車継続検査業務	2,278,692	五島市吉久木町1446-1 旭自動車有限会社 代表取締役 田坂 幸雄	<p>対象車両が大型で特殊な化学消防車であることから、整備点検に要する設備・能力を有している必要があるが、分解整備用の特殊工具及び大型ジャッキを所有する業者は島内で旭自動車(株)1者のみであり、さらに本業務が福江空港の運用時間外（19：30以降）の夜間作業となり、検査態勢をとることが可能な業者は上記1者のみであるため。</p>	第167条の2第1項 第2号
13	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2020年 3月30日	福江空港消防救難活動業務委託	34,356,000	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	<p>福江空港の消防救難活動業務については、下五島地域広域市町村圏組合と消防協定を締結し、委託していたが市町村合併後、同組合の業務を五島市が承継したため。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者は島内には五島市消防本部しかなく、契約相手方が五島市に限られる。</p>	第167条の2第1項 第2号
14	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 6月6日	寺脇地区換地業務委託	1,089,700	五島市福江町1-1 寺脇土地改良区 理事長 平田 光昭	<p>「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は寺脇土地改良区とする。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 6月28日	鑑瀬地区変更設計積算参考資料作成業務委託	1,641,600	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	県営事業の積算にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
16	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 7月19日	鑑瀬地区換地業務委託	20,496,720	五島市福江町1-1 鑑瀬土地改良区 理事長 山口 茂明	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は鑑瀬土地改良区とする。	第167条の2第1項 第2号
17	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 9月3日	久賀地区変更積算参考資料作成業務委託	4,983,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	県営事業の積算にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
18	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 9月13日	寺脇地区ほ場整備実施設計業務委託	8,415,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	本業務は、換地業務と連携した、ほ場の区割・道排水路の配置計画作成、最適なほ場計画標高・土量運土計画に基づく施工平面図作成、道・排水路の縦横断計画及び縦横断図作成、工事発注が可能な、工区毎の土量計算・工事数量の集計表及び、積算参考資料作成を行うものである。 したがって、本業務に必要な精度の高い土量計算システムを保有・活用できる者であり、県と同じ積算システムの使用許諾を保有して作成資料の守秘義務が確保できる者であり、本業務と密接な関係にあり並行して実施される換地業務に精通している者は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 11月25日	寺脇地区変更積算参考資料作成業務委託	1,678,600	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	本県の積算は、農業農村整備情報総合センターの「農業農村整備標準積算システム」に県独自の機能を付加したうえで土地改良団体連合会と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。さらに、土地改良団体連合会は使用許諾契約に基づく守秘義務を有している。	第167条の2第1項 第2号
20	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2019年 11月25日	五島地区ため池積算参考資料作成業務委託	1,677,500	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	本県の積算は、農業農村整備情報総合センターの「農業農村整備標準積算システム」に県独自の機能を付加したうえで土地改良団体連合会と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。さらに、土地改良団体連合会は使用許諾契約に基づく守秘義務を有している。	第167条の2第1項 第2号
21	五島振興局	農林水産部 林務課	2019年 10月31日	31林治設第5号 大宝地区自然災害防止工事設計等業務委託	4,180,000	諫早市貝津町1122-6 一般社団法人 長崎県林業コ ンサルタント 会長 後藤 充明	令和元年度台風17号の影響で、五島市玉之浦町大宝地区に設置してあった治山施設(防潮堤・土留工)が被災した。今後も更なる被害拡大の可能性があり、治山施設災害復旧事業による早急かつ確実な復旧を行うために、被災箇所の測量設計を行うもの。	第167条の2第1項 第5号
22	五島振興局	保健部 衛生環境課	2020年 3月30日	令和2年度犬捕獲抑留等業務委託	2,332,000	非公開	平成25年度から平成28年度の契約について一般競争入札を行ったが、1者応札が続いている。平成28年度には、入札参加資格を「犬の捕獲業務に携わった経験年数が1年以上の熟練した作業員がいる者」のみとしたが、1者応札となった。 当業務は、犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して、地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。 当業務は、犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して、地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。 当業務は、狂犬病予防法に基づき、県知事から狂犬病予防技術員の指定を受けた者へ委託することになっていること、また、上記のような特殊性・困難性から、競争入札による契約は、委託目的が十分に達成されない恐れがあるため適しないと判断した。	第167条の2第1項 第2号
23	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2020年 3月31日	令和2年度公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持 管理業務委託	1,916,250	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 新上五島町長 江上 悦生	新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなど公園、青方港藻礁公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また新上五島町に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	五島振興局	上五島支所 建設部 管理・用地課	2019年 4月1日	平成31年度公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	1,916,250	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 新上五島町長 江上 悦生	新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなと公園、青方港藻線公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また新上五島町に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
25	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	2019年 7月26日	有川港外県単災害復旧工事(流木災)	3,121,200	南松浦郡新上五島町青方郷1 531-1 (株)坂本組 代表取締役 坂本 幸二	令和元年7月23日、台風5号の通過に伴い、有川港、青方港、郷ノ首港の泊地が流木で埋塞した。港内利用船舶の航行に支障をきたすため、流木の撤去工を起工する。 なお、本対策は、緊急を要するため、「大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」第4条の規定に基づき、社団法人長崎県港湾漁港建設業協会に対し、被災状況の報告及び緊急作業可能事業者名簿の提出を求め、対応可能業者として回答があった左記業者に、緊急作業として流木の撤去工を要請したい。 以上から、社団法人長崎県港湾漁港建設業協会から緊急作業が可能な事業者として報告があった左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を行う。	第167条の2第1項 第5号
26	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	2019年 8月13日	一般県道青方港魚目線道路維持工事(地質調査業務委託)	26,400,000	佐世保市宮田町1番6号 藤永地建株式会社 代表取締役 藤永 雅之	令和元年7月19日からの集中豪雨(24時間雨量471mm[7/19 16:40~7/20 16:40])により、一般県道青方港魚目線の南松浦郡新上五島町奈摩郷小河原地区で午前10時19分ごろ道路の法面が大規模崩壊し、当現場が全面通行止めとなった。 当現場付近は、1日あたりの交通量が約4千台で、新上五島町中心部と北部地区を結ぶ生活道路であり、青砂ヶ浦教会やリゾートホテル等への観光周遊道路でもあるため、早期復旧が必要であることから、「大規模災害発生時(地すべり等)における支援活動(社会貢献)に関する協定書」第4条の規定に基づき、(一財)長崎県地質業協会に対して緊急調査の要請を行い、調査の結果、地すべり性の変状が確認されたため、地質調査と地すべり観測を早期に行いたい。 以上から、(一財)長崎県地質業協会から緊急作業が可能な業者として指定を受けた左記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を実施するものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	2019年 9月9日	一般県道青方港魚目線道路維持工事(奈摩応急工)	8,580,000	南松浦郡新上五島町青方郷1 531-1 (株)坂本組 代表取締役 坂本 幸二	令和元年7月20日の台風5号による豪雨(連続雨量392mm[7/19午後4:00~])により、一般県道青方港魚目線の南松浦郡新上五島町奈摩郷小河原地区で午前10時15分ごろ道路の法面が崩壊し、当現場が全面通行止めとなった。 当現場付近は、1日あたりの交通量が約4千台で、新上五島町中心部と北部地区を結ぶ生活道路であり、青砂ヶ浦教会やリゾートホテル等への観光周遊道路でもあるため、早期復旧が必要であることから「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」第3条の規定に基づき、(社)長崎県建設業協会五島支部に対して緊急作業出動の要請を行い、協会員である左記業者に倒木の撤去作業と汚濁防止フェンス設置を依頼し早期の土砂撤去作業着手を図りたい。 以上から、建設業協会五島支部から緊急作業が可能な業者として指定を受けた左記業者と地方自治法施行令167条の2第1項第5号の規定により随意契約を実施するものである。	第167条の2第1項 第5号
28	五島振興局	上五島支所 建設部建設課河港班	2019年 5月30日	上五島支所建設部管内土砂災害警戒区域等設定 確認業務委託	2,975,500	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村孝義	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要がある、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	五島振興局	上五島支所 総務課	2019年 4月5日	平成31年度ガソリン単価契約	単価契約 @ 168.00	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤原 秀則	<p>平成30年6月議会で決議された「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議(「公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し」について)を受け、平成31年1月25日に本庁随意契約適正化推進協議会において「『公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し基準』に基づき、円滑な燃料調達ができるか 経済的合理性に反しないか 公正性に反しないかの3つの要件を満たしていれば、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行う」という決定がなされた。</p> <p>この決定を受け、上五島支所において検討を行った結果、下記のとおり全ての要件を満たしていることから、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行うことにした。</p> <p>円滑な燃料調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油協同組合に加入している給油所は、新上五島町内(旧5町全域)に19か所あり、質・量ともに安定した燃料供給が可能である。 <p>経済合理性</p> <ul style="list-style-type: none"> H30年度までは契約した有川地区の給油所1店舗のみでしか給油ができなかったが、今後は新上五島町全域で給油が可能となり利便性が向上する。 当該契約は石油供給網の強靱化に寄与し、災害時・緊急時の安定供給に資することができる。 組合は官公需適格組合であり、中小企業振興、地元優先調達に配慮されている。 これまでの予定価格算定方法(有川地区の物品登録業者5者からの聞き取り)と、石油協同組合と一者随意契約する場合の予定価格の算定方法(旧5町の組合員1者ずつからの聞き取り)を比較しても、金額に差がほとんどなく適正な価格で契約が可能である。 <p>公正性</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の物品登録業者が新上五島町内に7者いるが、すべて石油協同組合に加入していることから、当該業者が受注機会を失うことにはならない。 	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	五島振興局	上五島支所建設部建設課	2019年 11月19日	上五島支所建設部管内道路維持管理業務委託	65,684,300	南松浦郡新上五島町有川郷9 20番地 上五島地区地域維持型建設共 同企業体 代表者 株式会社 江口組 代表取締役 江口 義也	<p>本業務は、上五島支所建設部管内の県管理道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路(付属施設も含む)及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜、適切な措置を講ずると共に、道路管理上必要な情報及び資料を収集し、効率的・効果的な道路施設の維持管理や自然災害体制を確保することを目的として、道路維持管理業務を行うものである。</p> <p>道路維持管理業務は、経験や技術力を求められる工種が多く、業務の包括性、対象地域の広域性を考慮し、本業務では業務への精通度や実施体制などの技術提案を重視したため、プロポーザル方式を採用した。</p> <p>以上のことから、業務の性質又は目的が競争入札に適用しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。